

Ⅱ.「茨城県入退院支援連携ガイドライン」について

1. 目的

地域支援において病院と在宅の切れ目のない連携を目指し、特に患者の入退院時に必要な連携の手法等について『茨城県のガイドライン』として策定しました。

本ガイドラインは、在宅から病院、また病院から在宅へそれぞれの時点毎に必要な調整と継続的支援につなげるために専門職間でお互いに抑えておくべき基本的な流れと、補完しあえる点について協議し、シームレスな入退院と在宅療養につながる環境づくりに寄与することを目的としています。

2. ねらい

入退院連携では、在宅患者のための入院、退院に関連した連携のための支援のルールを定めるため、病院医師、要介護、要支援者、そしてその支援の担い手である介護支援専門員や訪問サービス等を含めた多職種を中心に情報シートの書式、情報の提供先や提供の時期、提供方法などが検討され、既に一部の地域や医療機関等において、マニュアル等が作成され、紹介されています。

本ガイドラインは、多職種が入退院支援の実践と経験を通しての意見や試みを反映したものとして、以下の点を掲げ作成しています。

- ・各医療機関や地域において策定されたルールがあれば、それに準じて運用を行えばよい。
- ・自地域や機関においてルールやマニュアルが明文化されていない場合、本ガイドラインを参考に、使いやすいものに改編して活用してもらえればよい。
- ・連携におけるそれぞれの専門性の意義・地域医療、地域ケアと病院医療の間の相互理解を促進でき、連携の手引きとして、各職種間の相互理解促進の一步につなげるものとしたい。
- ・入退院に関わり支える人達が互いの立場や困りごとに対してどのような悩みや希望を持ち、いかに患者のために双方向性の歩み寄りが必要かを知る機会となるものとしたい。
- ・多職種連携の発展、実践の場面に生きるものとするため、定期的な更新とコミュニケーションを含めた研修等に進化するものにつなげたい。

3. 対象者とその範囲

茨城県入退院支援連携ガイドライン（Ver1.0）では、茨城県における高齢者の入退院に関連する医療機関、介護サービス、行政等、在宅から入院し在宅へ退院する患者で、

- 1) 入院前にケアマネジャーが決まっていた（介護サービスを使用していた）患者
- 2) 入院前にケアマネジャーが決まっていないが、退院支援が必要な患者の目安に該当する（退院後に介護サービスの利用が見込まれる）患者、また、医療保険と介護保険を併用して訪問看護サービスの利用が見込まれる、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合や特別訪問看護指示期間にある患者についても対象としています。
- 3) 検査入院や抗がん剤治療、透析等による短期入院については今般では範囲外としますが、患者の状態に変化があった場合や入院が長期となった場合について、その限りではないものとします。

4. 文言の表記の統一について

- ・「利用者」「患者」を統一して「患者」と表記します。
- ・「介護支援専門員」を統一して「ケアマネジャー」と表記します。

5. 作成の流れと視点

本ガイドラインは、多職種で構成されたワーキングメンバーにおいて、以下の点を重要視したうえで意見を述べガイドライン作成に着手しています。

- ①患者・家族の望む暮らしを実現するための支援について検討した事項を記載する。
- ②医療・介護専門職の連携のために必要な基本的な姿勢や、課題について検討した事項を記載する。
- ③在宅における患者の健康状態や病状の悪化に伴い、入院、退院を経て、住み慣れた地域に再び戻るまでの経過毎に必要なとされる連携について記載する。
- ④図1に示すような入退院の全体の流れの中で、病院側、地域側に従事する医師を含めた多職種の立場から、患者が安心できる支援について、どのようなことに従事し、どのようなことができるかという点についてお互いに理解できるように記載する。

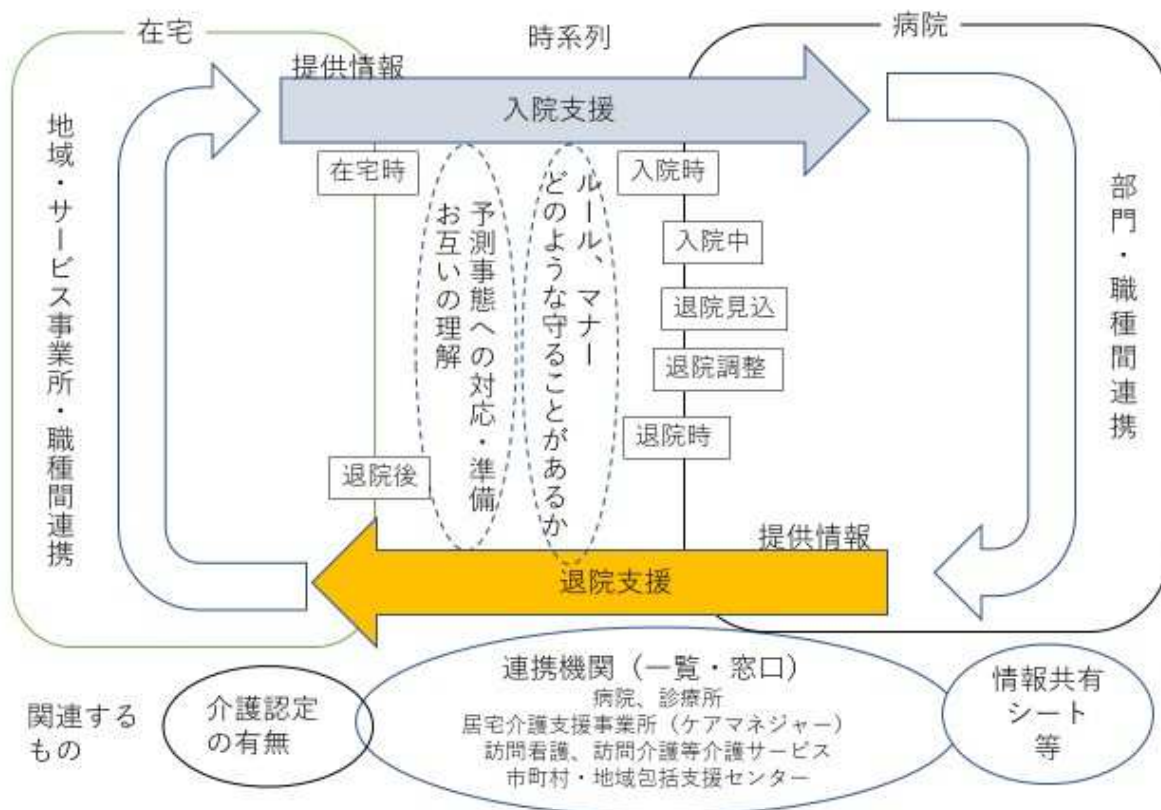


図1 入退院における全体の流れ

6. 今後の運用に向けて

本ガイドラインは、医療と介護の関係者が連携して患者のスムーズな支援をするにあたって基本的な流れや標準的なルール、マナーについて示したものです。

また、患者が入院～退院までの流れの中での連携に係るやりとりをまとめたものであり、入退院支援を実践している方のみならず、今後入退院支援に関わる専門職の育成、研修などに活用できることを目指しています。

具体的な情報共有の方法やカンファレンスの要否・時期・回数等については、入院中の患者の病態や生活環境等に応じて、病院の担当者やケアマネジャー等の調整の中で、具体的に決定していただきながら、運用を進めて頂きたいと考えます。

ガイドラインの活用には、地域の実情に応じて研修会などに活用いただける内容となるよう随時更新し、さらなる発展を遂げる必要があります。継続してワーキンググループメンバーにおいて、今後のガイドライン活用へ向けた取組を検討し、次のステップにつなげていく所存です。